

(案)

第6次地域管理経営計画書
第6次国有林野施業実施計画書

(遠賀川森林計画区)

計画期間

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 9年 3月 31日

九州森林管理局

(案)

第6次地域管理経営計画書

(遠賀川森林計画区)

計画期間

自	令和	4年	4月	1日
至	令和	9年	3月	31日

九州森林管理局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり^{もり}等^りの面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

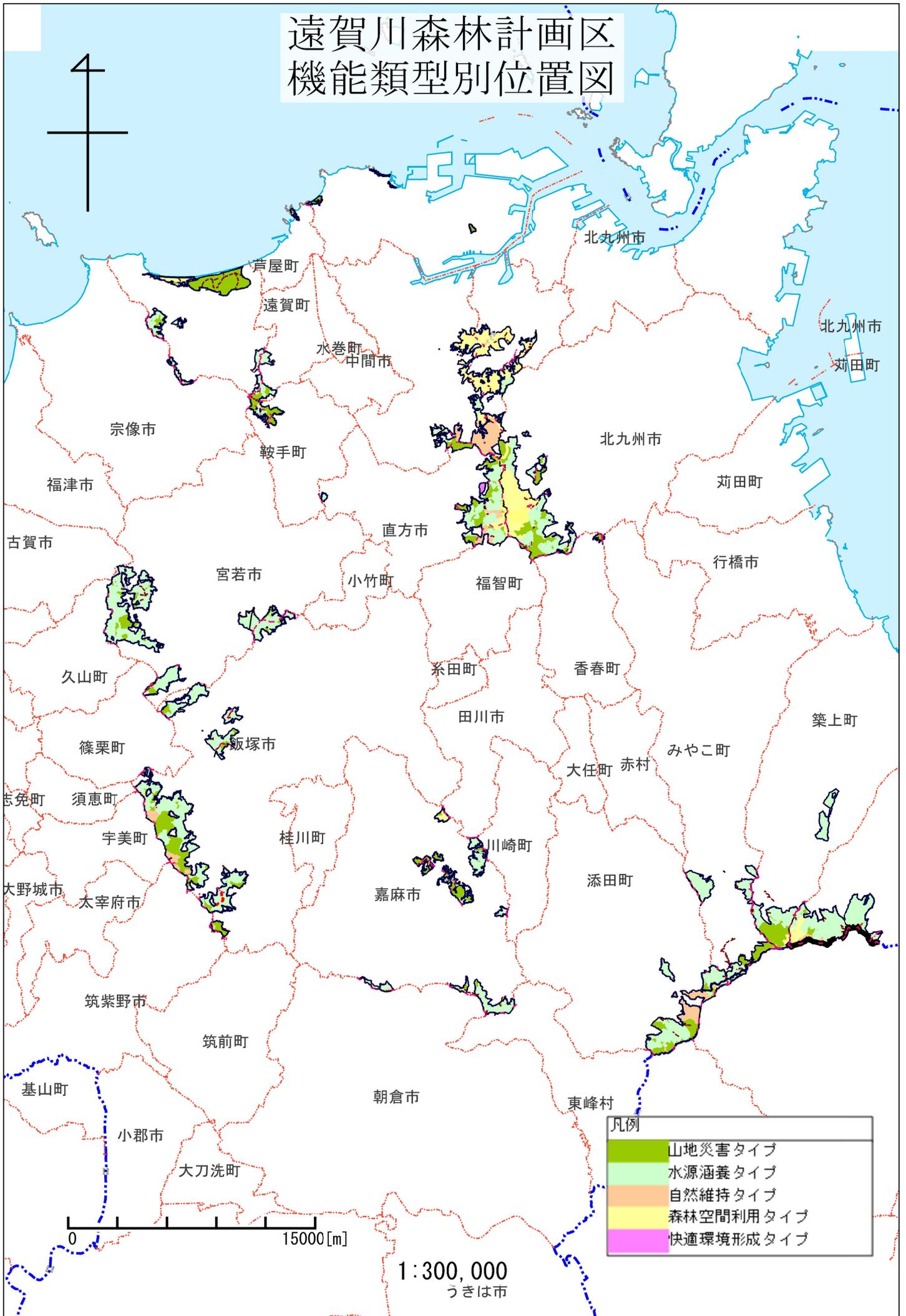
加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年4月から導入された。あわせて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年4月から一部が施行された。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進める。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の遠賀川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

遠賀川森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行う。

遠賀川森林計画区 機能類型別位置図



目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	1・2
③	持続可能な森林経営の実施方向	2・3
④	政策課題への対応	4
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	4
①	機能類型ごとの管理経営の方向	4・5
②	地区ごとの管理経営の方向	5～8
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	8
①	林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	8
②	林業事業体の育成	8
③	民有林と連携した施業の推進	8
④	森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援	9
⑤	その他	9
(4)	主要事業の実施に関する事項	9
①	伐採総量	9
②	更新総量	10
③	保育総量	10
④	林道の開設及び改良の総量	10
(5)	その他必要な事項	10
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	10
(1)	巡視に関する事項	10・11
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	11
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	11
(4)	その他必要な事項	11
3	林産物の供給に関する事項	11
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	11
(2)	その他必要な事項	11
4	国有林野の活用に関する事項	12
(1)	国有林野の活用の推進方針	12
(2)	国有林野の活用の具体的手法	12
(3)	その他必要な事項	12

5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	… 1 2
	(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	… 1 2
	(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	… 1 2
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	… 1 3
	(1) 国民参加の ^も り森林に関する事項	… 1 3
	(2) 分収林に関する事項	… 1 3
	(3) その他必要な事項	… 1 3
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	… 1 3
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	… 1 3
	(2) 地域の振興に関する事項	… 1 3
	(3) その他必要な事項	… 1 4

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進し、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献することを基本方針とする。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、遠賀川森林計画区を管轄区域とする国有林野11,901ha（不要存置林野12haを含む。）であり、大部分が福岡県の北東部に位置する遠賀川水系の上流部に位置する。

国有林野の73%が北九州国定公園や耶馬日田英彦山国定公園等の国指定の自然公園、又は県指定の自然公園であり、北九州自然休養林に代表される都市近郊林や英彦山等は、優れた自然景観が豊富なことから、登山やハイキング等森林レクリエーション・保健休養の場として多くの人に利用されている。さらに、95%が水源涵養保安林を主体として保安林に指定されており、下流域の水がめとして重要な役割を担っている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、福岡森林管理署が管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は11,889haで、計画区全体の森林面積106,328haに対して11%を占めている。主な樹種としては、針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹はシイ類、カシ類などとなっている。

また、林相別に見ると針葉樹林6,049ha、針広混交林1,541ha、広葉樹林3,853haとなっている。

蓄積は3,226千 m^3 で、計画区全体の蓄積27,627千 m^3 に対して12%を占めている。

森林の種類は、普通林が531haで4%、制限林が11,358haで96%となっている。

なお、制限林の99%が保安林であり、そのうち水源涵養保安林が92%となっている。

遠賀川森林計画区内の森林資源状況

(単位：ha、 m^3)

区分	人工林	天然林	その他	合計
面積	6,564	4,879	446	11,889
蓄積	2,299,205	926,715	—	3,225,920

注：合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

主要施策に係る前計画の計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積について、主伐は入札の不調等により計画量を下回った。

また、間伐については、路網等の整備状況や現地の林分状況により一部実行を見送ったことなどから計画量を下回った。

造林面積については、主伐面積の減少により、計画量を下回った。

林道の開設等については、優先度の高いものから実行したが、入札不調等により計画を下回った。

主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	286,000m ³	86,882m ³
主伐	55,000m ³	20,279m ³
間伐	231,000m ³	65,058m ³
造林面積	96ha	36ha
人工造林	96ha	36ha
天然更新	- ha	- ha
林道等の開設又は改良	開設： 9.0km 改良：18箇所	開設： 0.5km 改良： - 箇所

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代から将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモンリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

I 生物多様性の保全	<p>地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。</p>
------------	---

<p>II 森林生態系の生産力の維持</p>	<p>森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。</p>
<p>III 森林生態系の健全性と活力の維持</p>	<p>外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除及びシカの捕獲を推進する。</p>
<p>IV 土壌及び水資源の保全と維持</p>	<p>降雨に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの林分の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。</p>
<p>V 地球的炭素循環への森林の寄与の維持</p>	<p>地球温暖化防止に貢献するため、温室効果ガスの吸収源と位置づけることのできる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と炭素の貯蔵庫としての機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。</p>
<p>VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進</p>	<p>国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮に取り組むとともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。</p>
<p>VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組</p>	<p>I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。</p>

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進や森林整備を通じて生産される木材の安定的・計画的な供給、林業の成長産業化の実現に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

林業の成長産業化の実現に向けた取組としては、低コストで効率的な施業技術の普及、計画的な事業の発注や技術支援による林業事業者の育成、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地に係る取組の充実、市町村をはじめとする民有林関係者に対する技術的支援に取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、重視すべき各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養 機能維持 増進森林	山地災害防 止機能／土 壌保全機能 維持増進森 林	快適環境 形成機能 維持増進 森林	保健機能 維持増進 森林
山地災害 プ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の森林の自然条件や社会的条件を踏まえて適切に行う。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図り地域のニーズに応じた木材の供給を図る。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項
山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好であり、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行う。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行う。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等地域住民の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行う。

オ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

水源涵養^{かん}タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養^{かん}機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行う。

なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

② 地区ごとの管理経営の方向

ア 皿倉山地区（3092～3097林班）

北九州市の南側、標高20m～600mに位置する地区であり、北九州市街地に接した都市近郊林として重要な立地条件にある。

皿倉山一帯は、保健保安林、北九州自然休養林、北九州国定公園、鳥獣保護区特別保護地区、帆柱自然公園等のうち複数に指定されている森林が多いことや、皿倉山山頂からの眺望が優れておりキャンプやピクニックなどの利用が多く保健文化機能を重視すべき森林であることから、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

河内貯水池周辺は、水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、河内貯水池周辺のうち、人家、公共施設等に近接し、ぜい弱な地質条件の箇所については、山地災害防止機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 福智山地区（3075～3091林班、1139林班）

直方市の東部に位置する福智山（901m）を中心とした地区である。

山頂一帯と東側斜面の北九州市側で、北九州自然休養林、北九州国定公園、筑豊県立自然公園、保健保安林等のうち複数に指定されている区域は、レクリエーション的利用が多く、保健文化機能を重視すべき森林であることから、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ただし、当該地区のうち、鳥獣保護区特別保護地区に指定されている区域については、自然環境の保全・維持重視すべき森林であることから、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

福智山から尺岳に至る稜線の西側一帯の区域及び福智山東側の区域のうち、上記以外の区域は、貯水池の設置状況、地形、地質の現況等を踏まえ、重視すべき機能類型に応じて、「山地災害防止タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」のいずれかに区分して管理経営を行う。

ウ 三郡山地区（3001～3019林班）

糟屋郡と飯塚市との境界に位置する三郡山（936m）を中心とした地区である。

三郡山山頂周辺や、砥石山から三郡山の尾根筋は、太宰府県立自然公園に含まれ、天然広葉樹林の新緑や紅葉、山頂からの眺望など優れた自然景観を有し、特に砥石山と三郡山の山頂周辺については、同自然公園第2種特別地域に指定され自然環境の保全・形成等を重視すべき森林であることから、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

中腹部及び南東部の飛び地の区域は、下流にかんがい用溜池が設置されていること、風化しやすい花崗閃緑岩が分布し山地災害危険地区に指定している区域があることから、より重視すべき機能に応じて、「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ 犬鳴山地区（3020～3048林班）

福岡地域と筑豊地域を結ぶ要所である犬鳴峠の北側に位置している犬鳴山（584m）を中心とした地区と、八木山地区や笠置山の周辺に散在する小団地からなる地区であり、スギ、ヒノキの人工林が主体である。

犬鳴ダム周辺及び力丸ダム上流部の一帯は水源涵養保安林に指定されているが、局所的に地質がぜい弱な箇所があることから、より重視すべき機能に応じて、「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

オ 英彦山地区（3049～3074林班）

大分県境に位置する英彦山（1,200m）を中心とした地区と嘉麻市内に散在する小団地からなる地区である。

英彦山を中心とした地区は、その大部分が耶馬日田英彦山国定公園又は筑後川県立自然公園に指定されており、このうち北部九州における代表的な天然林の林相を呈し希少個体群保護林に指定している区域については、自然環境の保全・維持を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分し、その他の区域については、より重視すべき機能に応じて「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

小団地からなる地区で、安国寺風景林に指定している区域については、自然景観に優れ、保健文化機能を重視すべき森林であることから、「森林空間利用タイプ」に区分し、その他の区域については、保安林の指定状況を踏まえつつ、より重視すべき機能に応じて「水源涵養タイプ」又は「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

カ 三里松原地区（3098～3109林班）

響灘に面したクロマツ主体の海岸林とその内陸部に散在する小団地からなる地区である。

海岸林は大部分が防風保安林及び玄海国定公園に指定されており、内陸側の住宅地や農地等に対する防風機能、及び保健文化機能を重視すべき森林である。大部分の区域については、前者の機能をより重視し、基本的には気象害の防除を目的とする「山地災害防止タイプ」に区分するが、海水浴場が近接しレクリエーション利用等が見込まれる区域については、「森林空間利用タイプ」に区分し管理経営を行う。

内陸部に散在する団地は、水源涵養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されている区域があり、水源涵養機能及び山地災害防止機能を重視すべき森林であることから、立地条件、地形・地質条件等を踏まえつつ、より重視すべき機能に応じて、「水源涵養タイプ」又は「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

キ 伊良原・帆柱山地区（1101～1107、1109～1111林班）

祓川最上流に位置する3団地からなる地区であり、大半がスギ、ヒノキの人工林である。

当地区は、ほぼ全域が水源涵養保安林であり、下流の上水道、農業用水等の水源地として、水源涵養機能を重視すべき森林であるが、最上流部の大分県境付近は急峻な地形であり山地災害防備機能をより重視すべき森林であることから、それぞれ「水源涵養タイプ」、「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、犬ヶ岳と英彦山に通じる尾根筋の登山道沿いは耶馬日田英彦山国定公園に指定され優れた自然景観に恵まれており、自然環境の保全・維持を重視すべき森林であることから、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

ク 犬ヶ岳・経読岳地区（1112～1118、1122～1133林班）

犬ヶ岳(1,131m)から経読岳(992m)に至る脊梁山脈を中心とした標高500m以上に位置する地区でありその中腹部一帯はスギ、ヒノキの人工林である。当地区、岩岳川源流域に位置し豊前市の水がめとして、ほぼ全域が水源涵養保安林であり、水源涵養機能を重視すべき森林であるが、一部の区域については、地形・地質条件等を踏まえ山地災害防備機能をより重視すべき森林であることから、それぞれ「水源涵養タイプ」、「山地災害防止タイプ」に区分し管理経営を行う。

なお、犬ヶ岳から経読岳に至る尾根筋一帯は、高齢級のブナ等の天然林が賦存し希少個体群保護林に指定しているほか、自生しているツクシシャクナゲが天然記念物に指定されている区域があり、当区域については、自然環境の保全・維持を重視すべき森林であるこ

とから、「自然維持タイプ」に区分し、また、犬ヶ岳の登山道周辺の区域については、保健保安林に指定され保健文化機能を重視すべき森林であることから、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ケ 国見山・雁股山・瓦岳地区（1119～1121、1134～1137林班）

国見山、雁股山、瓦岳の3団地からなる地区であり、大半がスギ、ヒノキの人工林である。

当地区はほぼ全域が水源涵養保安林であり、下流の上水道、農業用水等の確保に重要な役割を果たしており、水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林においては森林経営管理制度が導入されたことから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等による林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努める。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努め、特に、特定母樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術の開発・実証と定着を図る。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図る。

② 林業事業者の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業者への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業者の育成に努める。あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、木材の安定供給システム販売の推進及びニーズに応じた安定供給ができるよう木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施、民有林材との協調出荷等に努める。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレストナー）等による技術支援

現地研修会の実施や研修フィールドの提供等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。

また、森林総合監理士(フォレスター)の育成を図りつつ、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

⑤ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組（クマタカの生息域現地調査及びこれを踏まえた森林施業方法の検討等）の推進、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

なお、森林資源の成熟に伴う主伐の実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、花粉の少ない森林への転換、造林コストの低減、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組む。

林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備する。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成を図る。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
本 計 画	48,966	224,381 (2,430)	6,153	279,500
前 計 画	54,005	222,613 (3,149)	9,382	286,000

注：（ ）は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	78	-	78
前 計 画	96	-	96

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	ぼう芽整理
本 計 画	223	126	99	-
前 計 画	108	28	55	-

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数 量	11	8,950	11	8,145

(5) その他必要な事項

該当なし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には自然公園等が多いため、レクリエーションを目的とした入林者が多く、増加の一途をたどっている。特に、春季は山菜採りのシーズンと乾燥期、季節風等が重なり、山火事発生の危険が増大する。このため、地元住民及び地元市町村等と連携を密にして山火事防止のPR、啓発活動を行うとともに森林保全巡視を強化し山火事等の未然防止に万全を期する。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努める。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫被害は減少傾向にあるが、被害木の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物

多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進する。

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源涵養保安林に指定されているなど、水源涵養^{かん}の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努める。

深刻化しているニホンジカなどの野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、被害状況の把握に努め、その結果を踏まえて、防護柵の設置等の防除活動や、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等との協力による計画的な捕獲等を総合的かつ効果的に推進する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進する。

尾根筋や溪流沿い等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資するため、需要先と事前に協定を締結し、その協定に基づき計画的に丸太を供給する安定供給システム販売に取り組む。

さらに、民有林・国有林が連携しつつ合理的な販売・流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努める。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムによる木材生産やニーズに応じた安定供給に努める。

また、庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において木材利用の促進に取り組む。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進する。

本計画区内の森林は、北九州市街に近い皿倉山をはじめ都市近郊に位置している箇所が多いことから、従来から登山、ハイキング、自然探索及び森林浴等に利用され、保健・文化的利用等の公益的機能の発揮が期待されている。

このため、豊かな自然環境の維持、森林の公益的機能の発揮と併せて地域の土地利用等との調整を行った上で、利活用を推進する。

「レクリエーションの森」については、魅力あるフィールドとして、その活用を推進していく。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地等については貸付又は売払い等による。

また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用する。

(3) その他必要な事項

該当なし。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該私有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林野の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を私有林野と一体的に行い、私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、私有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の^{もり}森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進する。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として^{もり}森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努める。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進する。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能の発揮を行うよう努める。

名称	面積 (ha)	位置 (林小班)
内浦地区遊々の森	5.11	3103ろ～は7

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行う。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努める。また、その際には次の点に留意する。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

該当なし。

(案)

第6次国有林野施業実施計画書

(遠賀川森林計画区)

計画期間

自	令和4年4月	1日
至	令和9年3月	31日

九州森林管理局

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養 ^{かん} タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養 ^{かん} タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	3
	(5) 更新総量	5
	(6) 保育総量	5
3	林道の整備に関する事項	6
4	治山に関する事項	7
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	7
	(1) 保護林の名称及び区域	7
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	7
6	樹木採取区の名称、所在地及び面積	8
7	レクリエーションの森の名称及び区域	8
8	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	10
9	その他必要な事項	10
	(1) 施業指標林、試験地等	10
	(2) フィールドの提供	10
	(3) 森林共同施業団地	10
	(4) その他	11

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示しておりである。

(2) 水源涵養^{かん}タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	695.76	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 50 ヒノキ 55
	スギ長伐期	1,350.37	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70
	ヒノキ長伐期	2,225.02	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	80
	アカマツ長伐期	77.14	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	80
	ケヤキ長伐期	13.60	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	150
	その他人工林	36.56	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60
	保護樹帯	484.66	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	252.98	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	スギ 80 ヒノキ 85
	天然林長伐期	105.73	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	658.55	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35
	しいたけ原木	30.68	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	20
施業群設定外		1.48		
合計		5,932.53		

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積	備考
通常伐期施業	66	スギ・ヒノキ普通伐期
		しいたけ原木
長伐期施業	261	スギ長伐期
		ヒノキ長伐期
		アカマツ長伐期
		ケヤキ長伐期
複層林施業	31	スギ・ヒノキ複層林
天然林・その他施業	183	その他人工林
		保護樹帯
		天然林
		天然林長伐期
		天然林広葉樹

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 伐 採 時 量	計		
山地災害防止タイプ	4,025	30,052 (308)	34,077				
自然維持タイプ	—	7,740 (79)	7,740				
森林空間利用タイプ	929	11,957 (131)	12,886				
快適環境形成タイプ	—	—	—				
水源 涵養 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	37,890	9,691	47,581			
	スギ長伐期	—	71,054	71,054			
	ヒノキ長伐期	—	93,406	93,406			
	スギ・ヒノキ複層林	6,122	—	6,122			
	天然林長伐期	—	104	104			
	保護樹帯	—	377	377			
	計	44,012	174,632 (1,911)	218,644			
合 計	48,966	224,381 (2,430)	273,347	6,153	279,500	—	279,500
年 平 均	9,793	44,876 (486)	54,669	1,231	55,900	—	55,900

注1 ()は間伐面積である。

2 四捨五入の関係で計と内訳の合計が一致しないことがある。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³)

市 町 村 名	林 地				林 地 以 外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐 採 量		
北 九 州 市	8,749	48,351	57,100			
直 方 市	6,575	12,089	18,664			
飯 塚 市	8,976	46,372	55,348			
豊 前 市	2,689	16,622	19,311			
宮 若 市	2,223	21,263	23,486			
嘉 麻 市	—	26,936	26,936			
岡 垣 町	2,411	2,669	5,080			
遠 賀 町	4,455	4,015	8,470			
鞍 手 町	2,795	641	3,436			
添 田 町	7,656	23,238	30,894			
福 智 町	—	392	392			
み や こ 町	—	11,132	11,132			
上 毛 町	—	1,290	1,290			
築 上 町	2,437	9,371	11,808			

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
人 工 造 林	単層林 造 成	1.90	—	—	—	57.42	59.32
	複層林 造 成	5.82	—	1.72	—	11.06	18.60
	計	7.72	—	1.72	—	68.48	77.92
天 然 更 新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合 計		7.72	—	1.72	—	68.48	77.92

(6) 保育総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
保 育	下 刈	39.60	—	35.04	—	148.47	223.11
	つ る 切	16.08	—	18.78	—	91.34	126.20
	除 伐	0.08	—	1.56	—	97.13	98.77
	ぼう芽整理	—	—	—	—	—	—
	計	55.76	—	55.38	—	336.94	448.08

3 林道の整備に関する事項

基幹・その他別	開設・改良	路 線 名	箇所 (林 班)	延長 (m)	備考
その他	開設	東河内3097林道	3097	900	
		中河内3095林道	3095	700	
		上頂吉3076林道	3076	1,000	
		上頂吉3075林道	3075	500	
		道原3081林道	3081	400	
		頓野3086林道	3086	800	
		内住山3018林道	3018	700	
		大平3044林道	3044	1,400	
		犬鳴3033林道	3033	400	
		経読1128林道	1128	600	
		犬ヶ岳1127林道	1127	1,550	
基幹	改良	経読林道	1124	345	舗装外
		経読林道	1127	300	舗装外
		経読林道	1105、1107	1,500	舗装外
		経読林道	1113、1114	1,000	舗装外
その他	改良	経読林道経読岳支線	1131、1132	1,200	舗装外
		轟林道	1133	500	舗装外
		瓦岳林道	1137	1,000	舗装外
		小峠林道	1134、1135	800	舗装外
		寒田林道	1114、1115、1116	800	舗装外
		寒田林道118支線	1118	500	舗装外
		寺河内林道	1102	200	舗装外
計	開設			8,950	11路線
	改良			8,145	11路線

4 治山に関する事項

位置 (林班)	区分	工種	計画量 (箇所数又は面積)
1102,1112~1115,1124~1128,1130,3001,3004,3006,3008,3010~3015,3017~3019,3022,3028,3030,3045,3046,3048,3049,3059,3060,3063,3064,3066,3072,3073,3075~3077,3084,3087,3088,3090,3095	保全施設	溪間工	86箇所
1105,1107,1113~1115,1125~1127,1130,1131,1135,3008,3011~3015,3017,3018,3049,3052,3054,3063,3064,3075,3076,3079,3091,3095	保全施設	山腹工	141箇所
3103~3105	保全施設	消防風工	6箇所
1104,1105,1109,1110,1112,1114~1117,1119,1120,1124~1137,3001~3004,3006,3009,3011~3019,3022,3024,3027,3028,3031,3033,3034,3036~3040,3043,3045~3047,3049~3051,3055,3056,3062,3064,3065,3067,3071,3073,3075~3081,3083,3088~3092,3095,3097,3102,3104,3105	保安林の整備	本数調整伐	401ha
3103~3105	保安林の整備	植栽工	20ha
計	保全施設		233箇所
	保安林の整備		421ha

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

区分	名称	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等	備考
希少個体群 保護林	英彦山モミ等遺 伝資源	183.40	3068い~と 3069い~は、へ、へ 1 3070全 3071つ、な~む	スギ、モミ、ツガ、カ ヤ、ケヤキ等の遺伝資源 保存及び温帯~冷温帯植 生の代表的林相を保護し 学術研究等に資する。	
	犬ヶ岳ブナ等遺 伝資源	62.60	1124ほ~と 1125よ、た 1126ぬ、る、か	ブナ、ミズナラ、イヌシ デ等の遺伝資源を保護し 学術研究等に資する。	
	音滝山スダジイ 等	7.92	3091ぬ、ぬ1	シイ類、カシ類、その他 広葉樹の天然林を保護し 学術研究等に資する。	
	大根地アカガシ 等	3.21	3001と	アカガシ、タブ、スダジ イ、その他広葉樹の天然 林を保護し学術研究等に 資する。	
	城山タブノキ等	15.75	3101と	シイ類、タブノキ、その 他広葉樹の天然林を保護 し学術研究等に資する。	
計	5箇所	272.88			
合計	5箇所	272.88			

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名称	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等	備考
該当なし					
合計					

6 樹木採取区の名称、所在地及び面積

名 称	所 在 地 (林 小 班)	面 積 (ha)	備 考
該当なし			
合 計			

7 レクリエーションの森の名称及び区域

種 類	名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	選 定 理 由	施 業 方 法	既 存 施 設 の 概 要	施 設 整 備	備 考
風 景 林	安 国 寺	19.75	3061わ	国分寺史跡の背風景観上の重要地となっている。	育成複層林へ導くための施業	歩道 休憩所 嘉麻市		
			3061か、よ		天然生林へ導くための施業			
計	1箇所	19.75						
自 然 休 養 林	北九州	自然観察教育ゾーン 627.02	3095い2 3096こ、こ1、さ、き1、み1、み2 3097ろ1、ろ5、ろ7、は、ち	都市近郊にあり、隣接する民有地のケーブルカーの利用と併せて、皿倉山を中心とした雄大な展望、登山、キャンプ、ピクニック等、保健休養の場として親しまれている。	育成単層林へ導くための施業	歩道 福岡県 野営場 広場 園地 公園 駐車場 車道 歩道 管理棟 トイレ 倉庫 展望所 休憩所 ベンチ 野外卓 給排水施設 北九州市 公園 直方市 避難小屋 防火水槽 トイレ	林道 管理棟 石碑 休憩舎 アー チェ リー ラ ン ド 国	
		3079い～は、な、な1 3080い、へ～れ、つ～な、む、む1、の、お、や、け～き	育成複層林へ導くための施業					
		3091わ 3092よ1～た1、つ、ね、ね1、な1、な2、む、う 3093い、は、は1、る、る1、か、よ、な～う、の1～の6、ふ、き、ゆ、し 3094い～ろ1、は、と、と1、り～ぬ2、か～た、れ1 3095い、い1、い3～に、と、ち、ぬ～わ1、よ～れ、そ1、ね4～む、の～ふ 3096い～ろ6、に、と1～り、ぬ1、わ、か、た～そ、な～の2、く、け、ふ、え、あ、き、き2～ゆ、み3～み5、し3 3097い、ろ、ろ2～ろ4、ろ6、ろ9～ろ11、は1～は5、へ～へ10、り～わ	天然生林へ導くための施業					
		3080め 3092つ1 3094ろ2 3095こ、こ1 3096と、ぬ、し 3097ろ8	林地以外 の土地					
		森 林 スポーツ ゾーン 12.21	3093ニ 3094ロ、へ、ト 3096ハ、ホ、チ、ル		林地以外 の土地			

種類	名称	面積 (ha)	位置 (林小班)	選 定 理 由	施業方法	既存施設 の概要	施設 整備	備 考
自然 休 養 林	北 九 州	風景 ゾーン 510.20	3079に 3080う 3083ら、む 3086ね 3091り 3092れ 3093や、て、あ 3094ほ1、へ、る、れ 3096め、み、し1、し2、ひ、 ひ1		育成複層 林へ導く ための施 業			
			3077れ 3078わ、か 3079ほ～ね、な2 3080ろ、は、ら、む2、く、ま、 ゆ、み 3082そ 3085ね 3088い、ぬ 3090ぬ1、か、よ 3091ぬ～る 3092そ、な、ら、の 3093ろ、に、ち、わ、た、そ、 の、お、く、ま、け、こ、 え、さ、め、み 3094に、ほ、ち、わ、そ 3095ほ、へ、り、か、う 3096ほ、へ、る、よ、つ、ね、 お、や、ま、て、も 3097に、ほ、と		天然生林 へ導くた めの施業			
			3077イ、ロ 3078イ 3079イ 3082ロ、ハ 3083ハ、ニ 3085ハ 3086ニ 3088ロ 3096カ		林地以外 の土地			
		風致探勝 ゾーン 142.15	3093ほ 3095そ、ね～ね3、あ1、す		育成複層 林へ導く ための施 業			
			3078よ1 3080に、ほ、そ 3081ほ 3082り1、た 3085よ、た 3087り 3088そ 3092か、よ 3093へ、と、り、ぬ、れ、つ、 ね 3095ね、て、ゆ 3096は		天然生林 へ導くた めの施業			
			3080イ		林地以外 の土地			
計	1箇所	1,291.58						
合計	2箇所	1,311.33						

8 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林小班)	面 積 (ha)	森 林 施 業 の 種 類	林 道 の 開 設 等	設 定 年 及 び 有 効 期 限	備 考
該当なし	民					
	国					
合 計	民					
	国					

9 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設 定 年 度	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	備 考
施 業 指 標 林	天然林施業指標林	S63	6.61	3076な	ケヤキ
	間伐施業指標林	S62	5.80	3014い1	ヒノキ・アカマツ
		S62	5.00	3014う1	スギ・ヒノキ
展 示 林	天然シボ俵ヒノキ展示林	H15	0.08	1132ほ4	ヒノキ
		H15	0.08	1135り2	ヒノキ
次 代 検 定 林	九熊本第154号(育種集団林)	H18	0.89	3071い3	スギ
試 験 地	福岡マツ現地適応4号試験地	H17	0.64	3105に1	クロマツ・アカマツ
	低コスト育林に有効な品種開発試験地	H18	0.67	1117い2	スギ

(2) フィールドの提供

対象地(林小班)	設 定 の 目 的	備 考
3103ろ～は7	遊々の森	R元. 10. 24協定 岡垣町長 「内浦地区遊々の森」

(3) 森林共同施業団地

名 称	対 象 地 (林 小 班)	面 積 (ha)	協 定 の 概 要
八丁越地域森林 整備推進協定	民	537	間伐の実施 間伐材の販売 路網の整備
	国	0	
合 計	民	537	1箇所
	国	0	

注 本協定は筑後矢部川流域とまたがっているため遠賀川流域のみ記載

(4) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 (林 小 班)	面積 (ha)	施 業 方 法
3078そ、そ1	19.41	育成単層林へ導くための施業
1123わ、1124は～は2、ち～り1、り3～り5、る～か、 3047い、ろ、わ、3061い、は、に、り、3078ね、 3082い1、り、わ、3083り、3103ろ2、ろ3、は2～は7、に3～ に12、と2～と5	67.94	育成複層林へ導くための施業
1114い、1115い、た、1123い、ろ、り、 1124い、に、ぬ、よ、た、3061ろ1、ぬ、3077た、そ、 3078ぬ～る1、よ～れ、3082い2、り2、か、3092わ、 3103い～に2、と、と1	180.47	天然生林へ導くための施業
3082イ、3095イ	0.21	林地以外の土地
計	268.03	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。